学校施設開放

一宮市では学校の運動場や体育館、武道場などの施設を、一宮市の条例に規定されている範囲内で、利用することができます。

毎週土曜日午前中のように子どもたちが自由に遊ぶ場として開放している場合と利用する際に団体の申し込みが必要になる場合とがあります。

◆子どもの遊び場として開放◆

学校5日制にともない子どもたちの遊び場の確保という目的で学校施設を開放しています。利用可能時間において、自由に利用することができます。

◇利用可能時間

毎週土曜日 午前9時から正午まで

(ただし、学校の長期休業中や祝日の土曜日は開放しません)

◇利用できる場所

市内小学校の運動場と体育館

◇管理

開放している時間は各地区の施設開放指導員が管理をしています。

◆子ども会の行事を学校で行いたいときは?◆

学校の運動場や体育館などは事前に申し込みをすれば、地域の子ども会などの団体として利用することができます。ただし、地域のクラブなど登録団体が使用している時間は利用することができません。

申し込みは学校で受け付けています。詳しくは学校へお問い合わせください。

◇利用できる日時

	日曜日、休日	土曜日	平 日
運動場	日の出から日没まで	午後1時から日没まで	午後5時から日没まで
体育館	午前9時から	午後1時から	午後5時から
武道場	午後9時まで	午後9時まで	午後9時まで

*体育館等で照明を使用する場合は照明料が必要となります。

